

審査基準

基準の名称	甲種漁港施設の占有許可審査基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県漁港管理条例	9	甲種漁港施設の占有許可
基準の内容		
<p>1 占有を行う者は、原則として国、地方公共団体、水産業協同組合(漁業生産組合、共済水産業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会を除く。)又はこれらを構成員とする法人とする。 ただし、利用計画に基づき用地整備が完了したものの、供用開始後も利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれず、漁業情勢や社会情勢の変化により未利用地・低利用地となっている用地(以下、「未利用地等」という。)については、この限りでない。</p> <p>2 設置する工作物については、漁港の整備及び管理並びに利用等に支障を与えないものであって、かつ、以下の2つの条件を満たすものに限る。 (1) 漁港施設用地利用計画に定められた利用目的と一致していること。 (2) 漁港の機能上必要かつ機能を増進するものであること。 ただし、「水産業の振興に資する施設」又は「地域の振興に資する施設」を未利用地等に設置する場合にあっては、上記(1)(2)のいずれも満たすことを要しない。</p> <p>3 国の補助金によって取得又は効用の増加した漁港施設については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第22条の承認が受けられること。</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる恐れがないこと。</p>		